

青森市清掃工場の火災について

1 火災の概要

- (1) 発生日時 令和 8 年 8 月 1 7 日 (月) 午前 1 0 時 4 0 分頃
- (2) 発生場所 青森市清掃工場 破砕選別処理施設
(青森市大字鶴ヶ坂字早稲田 2 4 1 番地 1)
- (3) 経 過
 - 午前 1 0 時 4 0 分頃 (不燃ごみから出火し、消火散水装置作動)
 - 午前 1 0 時 4 9 分 (消防へ通報)
 - 午前 1 1 時 2 0 分 (消防による消火活動開始)
 - 午後 6 時 4 0 分 (鎮火)※消火活動に伴い、清掃工場へのごみの受入れを一時停止したものの、人的被害無し。可燃ごみを処理する焼却処理施設への影響無し。

2 出火場所及び出火原因 (関係機関による実況見分結果)

- (1) 出火場所 破砕選別処理施設の一次破砕機出口付近
- (2) 出火原因 特定できず不明であるものの、出火箇所付近からは充電式の加熱式たばこ及び電気髭剃り器、ライター等が発見されており、これらに類するものが原因となったと考えられるとのこと。警察によると事件性はないとのこと。
- (3) 建物被害 建物への延焼がなく、焼損の程度はぼやであるとのこと。
- (4) 施設被害 施設本体の焼損や異常はなし。ただし、一次破砕機の入口監視カメラ及び機械設備点検口蓋、破砕機室内の一部照明器具及び火災報知器が火災による熱や放水により破損。

3 発生時の状況 (写真)

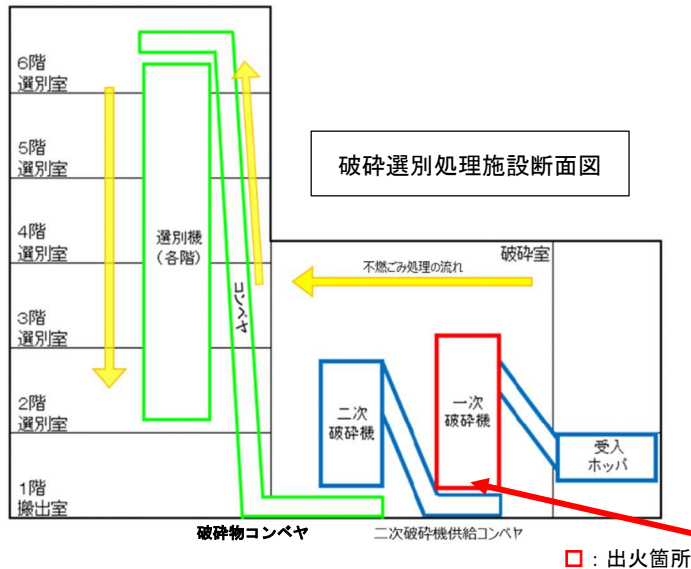


排気ダクトより黒煙



破砕機室内煙発生

4 実況見分（発生日翌日）の状況



【発見された危険物等の例】

充電式の加熱式たばこ及び電気髭剃り器、
ライター等



5 ごみの受入れ状況

- ① 火災発生直後、青森市清掃工場においてごみの受入れを停止し、隣接する青森市一般廃棄物最終処分場へ搬入。
- ② 火災発生の翌日以降、家庭ごみ（可燃ごみ及び不燃ごみ）の収集は予定通り実施。
- ③ 清掃工場における受入れは、可燃ごみのほか、自己搬入による家庭系不燃ごみは通常通り実施。
- ④ それ以外の不燃ごみは、当分の間、一般廃棄物最終処分場において受入れ、埋立処分。

6 今後の対応

- ① 不燃ごみが発火したものの破砕機内部で消し止められ、建屋及びコンベヤ等、周囲への延焼を防ぎ、被害を最小限に抑えられたことは、消火散水ノズルの増設やコンベヤベルト材質の金属製への変更など、これまでの火災対策が寄与したものと考えられ、今後、可能な限り速やかな復旧を目指す。
- ② 不燃ごみに発火性のある危険物の混入がある限り、こうした発火リスクがなくなることはないことから、ごみの分別や適正排出に関して、一層の市民周知及び啓発を実施。
- ③ 清掃工場においては、引き続き発火リスクがあることを前提に、手選別作業の作業サイクルの改善や自営消防組織による消火訓練を増やすなどの再発防止策を図り、万一の場合も被害を最小限にとどめることができるよう日頃から適正な運転に努める。